

「(仮称) 北海道厚田風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、東急不動産株式会社が、北海道石狩市において、最大で出力 64,500kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や生物多様性の観点を含めた環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和 6 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

石狩市は、環境省の「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業」(平成 28～30 年度)により、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性及び社会的調整に係る情報を重ね合わせた上で総合的に評価を行い、環境保全を優先すべきエリアと風力発電の導入が可能なエリアを段階的に設定する、「風力発電ゾーニング計画書」(以下「ゾーニング計画」という。)を公表しており、この中でゾーニングエリアとして、「環境保全エリア(生活環境、自然環境の保全上重要な地域や、各種関係法令等による保護地区や規制区域などの「環境保全を優先すべきエリア」)」、「調整エリア(A・B・C)(先行利用者との調整(合意形成)や十分な環境保全措置を講じる必要性が高いなど「調整が必要なエリア」)及び「導入可能エリア(他のエリアより調整を要する課題が比較的少ない「風力発電の導入が可能と考えるエリア」)」が示されているが、本事業の対象事業実施区域の大半が「環境保全エリア」とされている。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、複数の住居が存在しており、これらの一部において建設機械の稼働に伴い現況値から増加する騒音は最大で 15dB と予測されている。

加えて、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているオジロワシ、オオワシ、クマタカ、チュウヒ等の希少猛禽類の飛翔が確認されているほか、オオタカ、ハチクマ等の複数の猛禽類による営巣及び繁殖が確認されており、さらに、ガン類、カモ類、ハクチョウ類、猛禽類等の渡りの飛翔が確認されている。特にオジロワシについては飛翔が多数確認されており、本事業によるオジロワシへの重大な影響が懸念される。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

ア 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環

境影響評価手続を実施すること。また、引き続き地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

イ 対象事業実施区域の大半は、石狩市のゾーニング計画における「環境保全エリア」とされている。このため、石狩市のゾーニングエリアの設定根拠及び趣旨を踏まえた上で、「環境保全エリア」で事業を実施すること等について、石狩市等へ丁寧かつ十分な説明及び調整を行うこと。

(2) 事業計画の見直し

2.(3) ア～カの対応を踏まえ、風力発電設備の設置の取り止めや配置の変更を含む環境保全措置の検討を行うこと。検討の結果、風力発電設備の基数、配置の変更等の事業計画の見直しを行った場合は、その結果に応じて、騒音、風車の影その他の環境影響評価の項目について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討・実施すること。さらに、これら一連の予測、評価及びそれを踏まえた環境保全措置も含めた検討の結果について、その考え方を正確かつ分かりやすく評価書に記載すること。

(3) 累積的な影響

対象事業実施区域の周辺では、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報の共有等を行うことで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。また、環境影響評価手続中等の風力発電所に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努めること。

(4) 事後調査等

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、また2.

(3) クで事業者が設置する協議会等も活用し、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

対象事業実施区域及びその周辺には複数の住居が存在しており、これらの一部において、本事業の実施により、建設機械の稼働に伴う騒音が最大で 15dB 増加す

る予測結果となっており、本事業者が参考とした環境基準値は超過しないものの、現況値から大きく増加するとされている。

このため、建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減する観点から、騒音影響が大きい作業の短縮や分散、低騒音型の建設機械の使用等の環境保全措置を講ずることにより、建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響を極力低減するとともに、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、影響が生じる住居の住民等に対して、環境保全措置及びその効果を含め十分な事前説明を実施すること。

(2) 風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影については、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数の住居において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、影響が生じる可能性がある住居の住民に対して、環境保全措置及びその効果を含め十分な事前説明を実施するとともに、事後調査を適切に実施し、その結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているオジロワシ、オオワシ、クマタカ、チュウヒ等の希少猛禽類の飛翔及びガン類、カモ類、ハクチョウ類、猛禽類等の渡りの飛翔が確認されている。また、対象事業実施区域内でハチクマ及びノスリの営巣及び繁殖が確認されている。加えて、対象事業実施区域の周辺でオオタカ及びハイタカの営巣及び繁殖が確認されている。特にオジロワシについては多数の飛翔が確認され、全体の風力発電設備に対する年間衝突予測数は、既存の国内の陸上風力発電所より高い値となっている。これらのことから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による希少猛禽類を含む鳥類への重大な影響が懸念される。また、本事業者が環境保全措置として導入を検討している、カメラを用いた衝突検知システムについては、バードストライクの回避措置としての有効性に係る知見が十分でない。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア チュウヒについて、繁殖期である5月及び6月に飛翔が確認されているため、対象事業実施区域及びその周辺で繁殖活動を行っている可能性がある。このため、北海道のチュウヒの状況に詳しい専門家に、本事業者が実施した調査の手法及び結果を詳細かつ具体的に説明し、チュウヒに係る追加調査の実施の要否についての助言を得ること。その助言を踏まえて、必要に応じて、追加調査を実施し、チュウヒの飛翔及び繁殖状況を適切に把握すること。追加調査を実施した場合は、既に実施した調査及び追加調査の結果を踏まえて年間予測衝突数の算定を再度実施すること。また、追加調査により営巣が確認された場合は、

行動圏の内部構造の解析を実施すること。さらに、それらの結果を踏まえて、風力発電設備の設置の取り止め、高利用域の外への配置の変更を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記アの年間予測衝突数の算定、行動圏の内部構造の解析、追加的な環境保全措置の実施に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）―特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて―」（平成 24 年 12 月環境省自然環境局野生生物課）、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」（令和 6 年 6 月環境省大臣官房環境影響評価課）、その他最新の知見、専門家等の助言等を踏まえること。

ウ オジロワシについて、対象事業実施区域及びその周辺において飛翔が多数確認されている。このため、バードストライク等の重大な影響を回避又は極力低減する観点から、餌場と考えられる漁港の周辺、高い頻度で飛翔が確認されている場所並びに対象事業実施区域内で年間衝突予測数が相対的に高い場所及びその近傍の風力発電設備について、設置の取り止め又は影響を回避若しくは十分に低減できる場所への配置の見直しを行うこと。

エ 風力発電設備等の設置の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、営巣期における、騒音を伴う簡易な作業を含む工事並びに高利用域における風車敷、道路等の建設及び大規模な森林伐採等の工事を回避するよう検討を行う等、工事時期、工事期間及び繁殖期の工事内容に係る環境保全措置を適切に実施すること。

オ 上記ア及びウの風力発電設備の設置の取り止め又は配置の変更に当たっては、変更後の配置での鳥類への影響について改めて専門家に意見の聴取を行った上で、適切に検討すること。

カ 上記ア～オの措置に加えて、バードストライクのリスクを十分に低減するため、専門家等の助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等の環境保全措置を実施すること。特にオジロワシについては、渡りの時期を把握した上で、専門家等の助言を踏まえて、稼働調整の時期を検討すること。

キ 鳥類の風力発電設備への衝突に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無及び生息状況に関する事後調査を適切に実施すること。希少猛禽類の生息状況に係る事後調査については、専門家等の助言を踏まえて、準備書に記載された調査方法等により、複数年の調査を実施すること。また、事後調査の結果、バードストライクや繁殖・移動の阻害を含めた重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

ク 稼働後にオジロワシ、オオワシ、クマタカ又はチュウヒのバードストライクが確認された場合の対応について、知見を有する複数の専門家等から構成される協議会を設置し、事前に専門家等の指導や助言を受け、風力発電設備の稼働停止を含めた緊急の環境保全措置を講ずること。また、オジロワシ、オオワシ、クマタカ、チュウヒ以外の希少猛禽類のバードストライクが確認された場合の対応については、風力発電設備の稼働停止による緊急の環境保全措置を講ずる

ことを含め、事前に専門家等の指導や助言を受けながら実施すること。加えて、風力発電設備の稼働停止を行った場合は、上記の協議会において、バードストライクの原因の解明を行い、その結果に基づき追加的な環境保全措置を講じた上で、稼働を再開すること。さらに、環境保全措置を講じた結果の公表に努めること。

ケ 稼働後に、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送並びに関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。